様式第９（第20条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年 月 日

 広島県知事　様

 申請者 住所

 氏名

 (法人にあっては，名称及び代表者の氏名)

　　　年度広島県廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等補助金事業実施況報告書

　　　　　年　　月　　日付け指令循社第　　号で交付決定のあったこの補助事業に係る　　　年度の実施状況について，廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等補助金事業実施況報告書交付要綱第20条第１項の規定により，報告します。

　１　補助事業の成果の事業化等の状況（研究開発の場合）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金確定額 Ａ |  |
| 補助事業に係る本年度収益額 Ｂ |  |
| 控除額Ｃ |  |
| 本年度までの補助事業に係る支出額 Ｄ |  |
| 基準納付額 （Ｂ－Ｃ）×Ａ／Ｄ |  |
| 前年度までの補助事業に係る県への累積納付額 |  |
| 本年度納付額 |  |
| 備　　　　考 | 事業化状況の実態把握調査表は別紙１－１のとおり |

 ２　補助事業の実施状況（施設整備の場合）

　 別紙１－２のとおり

別紙１－１（様式第９用）（研究開発用）

事業化状況の実態把握調査表

１　該当する事項に○印を付けてください。

　①　本年度における当該補助事業の成果に基づく製品の販売又は譲渡

　　　　　あ　り　　　　　　な　し

　②　本年度における当該補助事業の成果に基づき取得した産業財産権等の譲渡又は実施権の設定並びに許諾

　　　　　あ　り　　　　　　な　し

　③　前２号に掲げるもののほか，本年度における当該補助事業の成果の他への供与

　　　　　あ　り　　　　　　な　し

　④　補助事業年度の次年度以降において，開発に係る追加経費の発生

　　　　　あ　り　　　　　　な　し

２　１の①～③について「あり」の場合は，次表に記載してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 製品の名称（産業財産権等の譲渡又は実施権の設定並びに許諾及び成果の他への供与を含む） | 販売又は譲渡等の数　量 | 単　価（円） | 販売又は譲渡等の合計金額（円） | 販売又は譲渡等に係る総原価（円） |
|  |  |  |  |  |

　なお，「販売又は譲渡等の合計金額」及び「販売又は譲渡等に係る総原価」の算出根拠資料として，生産及び販売実績書，試作品又は製品の原価計算書，産業財産権等の譲渡契約書等の写しを添付してください。

３　１の④について「あり」の場合は，次表に記載してください。　　　　 （単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　度 | 総事業費又は追加経費 | 自己負担額 | 補助金確定額 |
| 補助事業年度 |  |  |  |
| 補助事業終了後１　年　目 |  |  |  |
| 同２　年　目 |  |
| 同３　年　目 |  |
| 同４　年　目 |  |
| 同５　年　目 |  |

別紙１－２（様式第９用）（施設整備用）

排出抑制・リサイクル施設整備事業の実施状況

１　廃棄物のリサイクル等の状況

　　次の項目について，昨年度の実績［ｔ／年］及び今年度の見込みを記載してください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 処理廃棄物量※２ | (ア)排出抑制量※３ | (イ) 減量化量 | (ウ)再生利用量※４ | （エ）最終処分量 | （オ）その他※５ |
| 計画量※１ |  |  |  |  |  |  |
| 年度実績 |  |  |  |  |  |  |
| 年度見込 |  |  |  |  |  |  |

　 ※１　補助金交付申請時の計画量を記載してください。

 ※２　（ア）～（オ）の合計値と一致させてください。

※３　排出抑制量　＝［未処理の場合の排出量（推計値）］－［実際の排出量（実績値）］

　 ※４　リサイクル製品の販売量を記載してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| リサイクル製品名 | 販売量 | 販売先（主なもの） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※５　その他の処理方法について具体的に記載してください。

　　　　 処理方法（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

２　計画量に達していない場合（最終処分量については計画量を超える場合），その具体的な理由

３　今後の実施方針